



中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件調査票

事務局	承認者		確認担当		
-----	-----	--	------	--	--

会社名		担当者名	
		部署/役職	
TEL:		E-mail	

販売開始から10年以上経過した機器は申請できません

160万円以上の機械装置が対象です
単位：万円で記入

貴社製品のうち、中小企業等経営強化法及び先端設備等として登録申請する製品を調査票に記入してください。

該否 (事務局記入)	製品名	申請モデル				申請モデル			
		型式	販売開始年度 (西暦)	特別仕様	単価(万円)	型式	販売開始年度 (西暦)	特別仕様	単価(万円)
	【記入例】 〇〇印刷機	AA-1	2015年度		2,000	BB-2	2011年度		1,800
			年度				年度		

調査票の記入にあたっての注意点

- (注1) 該当要件を満たしている事を確認するための資料として、製品ごとに「生産性向上比較指標確認書」及び当該モデル並びに一代前モデルの「カタログ」又は「仕様書」等を添付してください。
- (注2) 特別仕様を付加することにより「生産性向上年平均1%以上」が達成される場合には、「特別仕様」欄に内容をご記入ください。
- (注3) 単価については、基本仕様での概算金額をご記入ください。
・用紙が不足した場合は本紙をコピーしてご利用ください。

一般社団法人日本印刷産業機械工業会 御中

原則、同メーカー内での最新モデルと旧モデル（一代前）との比較となります。両モデルとも性能及び、発売開始年度が分かる証明資料が必要（会社沿革やニュースレターなどで証明された資料がありましたらそちらを提出、無い場合は作成していただき提出ください）旧モデルが全くない最新モデル（当該設備）について申請される場合は、当該設備に旧モデルが全くない理由、考え方を記入した資料が必要となります。

新規に作成入力された資料には社印の押印をお願い致します。

記

1. 販売開始年度

当該モデル		一代前モデル	
型式	販売開始年度(西暦)	型式	販売開始年度(西暦)
	年度		年度

下記赤字のような内容で記入

2. 生産性

比較指標（当該モデルと一代前モデルとの比較指標）
「時間あたりの生産性の向上」「消費電力の削減」等を記入
指標数値（計算式・単位等）／生産性向上率（％で表示）
生産性向上：{(新製品の性能値－旧製品の性能値)÷旧製品の性能値}÷年数×100＝(1%以上)
電力消費量、作業時間：{(旧製品の性能値－新製品の性能値)÷旧製品の性能値}÷年数×100＝(1%以上)
設備の概要及び生産性向上指標の具体的内容

計算式は生産性向上と省エネ、時間短縮などで計算方法が違います。計算結果で1%以上の向上が対象

必ず社印を押印願います

会社名	①
部署名	
担当者氏名	

一般社団法人日本印刷産業機械工業会 御中

経営力向上設備等及び先端設備等比較指標確認書

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等として、当社が使用する設備の販売開始年度及び生産性向上指標は下表記載のとおりであることを証明し

記

1. 販売開始年度

当該モデル	一代前
型式 (西暦)	型式 販売開始年度 (西暦)
一年前のモデルがない場合は赤字の様に記入	年度

一代前のモデルがない場合は記入不要

2. 生産性向上

比較指標 (当該モデルと前モデルとの比較指標)
「比較すべき旧モデルが存在しない新製品であるため、比較不要」
指標数値 (計算式・単位等) / 生産性向上率 (%で表示)

一代前のモデルがない場合は計算式不要

設備の概要及び生産性向上指標の具体的内容

必ず社印を押印願います

会社名	①
部署名	
担当者氏名	

一般社団法人 日本印刷工業会	用紙
整理番	印刷業又は印刷関連業用設備向け申請用紙
① ソフトウェア以外の場合	
② ソフトウェアである場合	

中小企業等経営強化法による経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機械装置
	設備の種類	印刷業又は印刷関連業用設備
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	① 販売開始年度(西暦)： 年度(注2) ② 取得(予定)日を含む年度： 年度(注2) ②-① = 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
該当要件への当否			1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項を確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

当工業会が記入押印

西暦 年 月 日

〒105-0011
東京都港区芝公園3丁目5-8
一般社団法人 日本印刷産業機械工業会
会長 森澤彰彦印
電話番号：03-3434-4661(代表)

当該設備が上記の要件を満たすものであります。

貴社名

西暦 年 月 日

社印又は責任者印(個人印は不可)

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者氏名： 印

担当者氏名：
所 属：
担当者連絡先(電話番号)：

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は【先端設備等導入計画に係る認定申請における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

(注3) 変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第64条に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。
これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。
また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。
詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

一般社団法人	紙
整理番	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備向け申請用紙
③ ソフトウェア以外の場	
④ ソフトウェアである場合	

中小企業等経営強化法による経営力向上設備等及び先端設備等に係る経費の税制の特例に関する申請書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機械装置
	設備の種類	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	① 販売開始年度(西暦): 年度(注2) ② 取得(予定)日を含む年度(西暦): 年度(注2) ② - ① = 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
該当要件への当否			1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

<p>「該当要件」欄に記載されている事項を確認し、該当要件を満たしていることを証明します。</p> <p>西暦 年 月 日</p> <p>〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5-8 一般社団法人 日本印刷産業機械工業会 会長 森澤 彰彦 印</p> <p>電話番号：03-3434-4661(代表)</p>	<p>当工業会が記入押印</p>	<p>当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。</p> <p>西暦 年 月 日</p> <p>製造事業者等の名称</p> <p>製造事業者等の所在地</p> <p>代表者氏名： 印</p> <p>社印 又は責任者印 個人印は不可</p> <p>貴社名</p>
<p>担当者氏名： _____</p> <p>所属： _____</p> <p>担当者連絡先(電話番号)： _____</p>		

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は【先端設備等導入計画に係る認定申請における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

(注3) 変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第64条に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

生産性向上要件用（証明書 様式 1 添付用）

【チェックリスト】

製造メーカー名：				販売開始年度とは該当機器を販売開始と定めた年のことです	
機種：		型式：			
		設備メーカー		記入欄	
		1. 該当		2. 非該当	
販売開始要件の確認	当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後であること。 納入数量	販売開始年月：西暦 年 年度		取得等をする年月とは該当機器を設置検収した年月のことです	
		①販売開始年度： 取得等をする年月：西暦 年 月 ②取得日を含む年： 年 ②－①＝ が一定期間（※2）の要件内			
該当要件	黄網部分に「日印機工様式-3」を転記 当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。 (※3) 比較すべき旧モデルが全くない場合には、記載不要。	1. 該当		2. 非該当	
		<比較指標> (*以下)以下の1～4までのいずれかの指標で比較。			
		1. 生産効率 *以下に具体的に記入する			
		2. 精 度 *以下に具体的に記入する			
		3. エネルギー効率 *以下に具体的に記入する			
		4. その他 *以下に具体的に記入する			
		<指標数値>*比較する指標の数値・単位を記入する			
		○一代前モデル： (販売開始年度) () ○当該モデル：			
<生産性向上> *以下に数値と算出方法を記入する					
年平均： %					
該当要件への当非		1. 該当		2. 非該当	

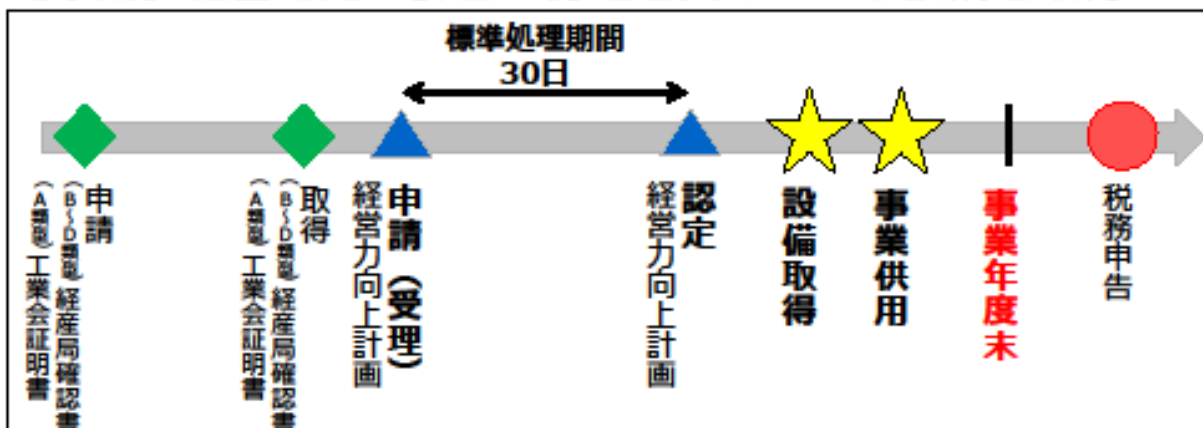
- (※1) 販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。
 なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。
- (※2) 一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内
- (※3) 新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。
 比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。
 比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。

2. ①中小企業経営強化税制

設備の取得時期について（中小企業経営強化税制A～D共通）

経営力向上設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。原則に従うことができない場合には、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、【例外】の流れをご確認下さい。

【原則】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得

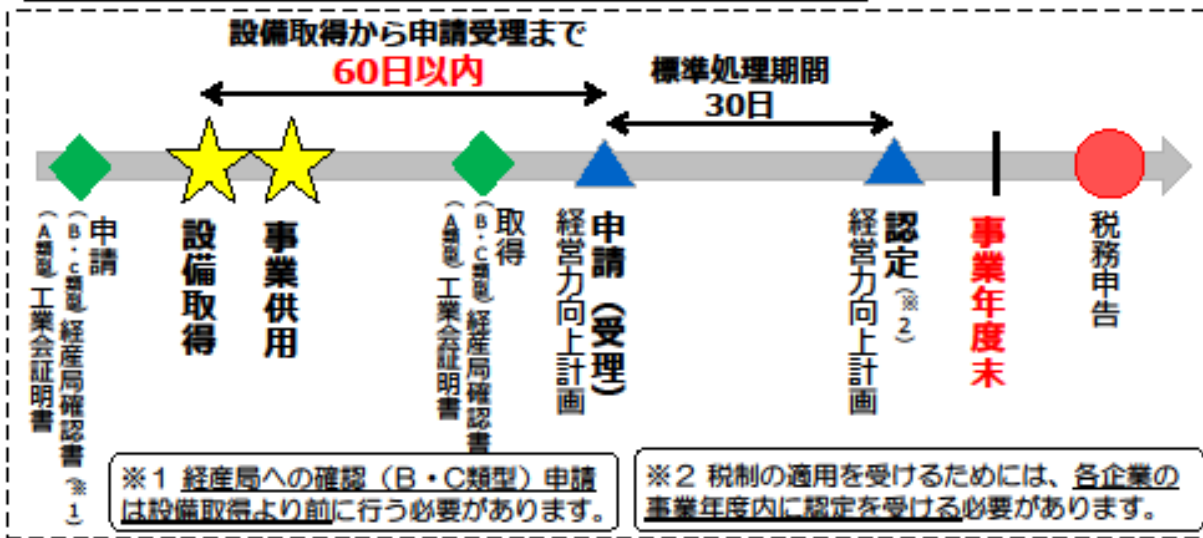


【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、**設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります**（計画変更により設備を追加する場合も同様です）。

上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、**遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります**（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。

なお、D類型を活用する場合、事業承継等の実施後に設備を取得する必要があるため、新規申請の場合は例外措置の活用はできません。



※1 経産局への確認（B・C類型）申請は設備取得より前に行う必要があります。

※2 税制の適用を受けるためには、各企業の事業年度内に認定を受ける必要があります。

2. ①中小企業経営強化税制

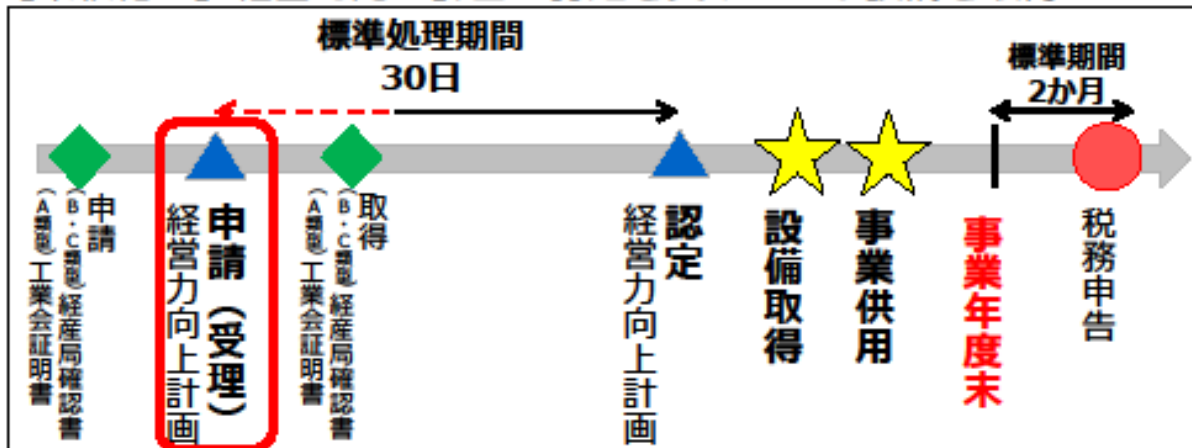
経営力向上計画の申請に関する柔軟な取扱いについて

現行、経営力向上計画の申請に当たっては、事前に工業会証明書（A類型）、経産局確認書（B・C類型）を取得することが原則となっています。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する等、経営力向上計画の認定を迅速化する観点から、以下の特例を講じることとなりました。

○令和3年8月2日以降の経営力向上計画の申請において、工業会証明書（A類型）、経産局確認書（B・C類型）の申請手続と同時並行で、計画認定に係る審査を行うことを可能とします。

- ※ 工業会証明書（A類型）、経産局確認書（B・C類型）の申請は、経営力向上計画の申請より前に行う必要があります。
- ※ 経営力向上計画の認定までの標準処理期間（30日）については、工業会証明書・経産局確認書がないため、認定業務を実施できない場合は、申請の補正を要する期間として標準処理期間に含まないこととします。
- ※ 工業会証明書の添付がなく申請書を提出した場合で、決算期が近づいている時は、申請者ご自身で証明書の提出忘れがないか管理をお願いいたします。また、工業会証明書のみを提出する場合、事前に申請先に電話等でご連絡するよう御願いたします。

【柔軟化1】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



【柔軟化2】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合



「生産性向上設備投資促進税制」における印刷産業機械設備の適用指数

一般社団法人日本印刷産業機械工業会・技術委員会

機械名称	指標項目	指標内容 (例)
新聞輪転機 オフセット輪転印刷機 オフセット枚葉印刷機	「生産効率」	段取/準備時間 (分/Job)、機械速度 (m/分)、印刷速度 (部/時)、印刷面積 (%)、設置面積 (m ² /台)
	「エネルギー効率」	消費電力量 (kWh/枚)、モータ効率 (%)、損紙量 (枚/Job)、損紙率 (%)
	「精度」	見当精度 (mm)、折精度 (mm)
	「省資源効率」	刷版使用量 (m ²) (枚)
ラベル印刷機 フォーム印刷機 スクリーン印刷機 グラビア印刷機 フレキソ印刷機	「生産効率」	段取/準備時間 (分/Job)、機械速度 (m/分)、
	「エネルギー効率」	消費電力量 (kWh/枚)、モータ効率 (%)、損紙量/ロス量 (枚/Job) (m/Job)、損紙率/ロス率 (%)
	「精度」	見当精度 (mm/μm)
産業用デジタル印刷機 (電子写真/インクジェット)	「生産効率」	印字速度 (m ² /分) (枚/分)、カットオフ可変
	「エネルギー効率」	消費電力量 (kWh/枚)
	「精度」	解像度 (dpi)
CTPセッター	「生産効率」	生産/処理枚数 (枚/時) (版/時)
	「エネルギー効率」	消費電力量 (kWh/枚)、モータ効率 (%)
	「精度」	解像度 (dpi)
自動現像機 (PS版用/CTP版用/水なし版用)	「生産効率」	生産スピード (m/分)
	「エネルギー効率」	消費電力量 (kWh/枚)、モータ効率 (%)
	「精度」	電導度管理幅 (±mS)
	「省資源効率」	廃液量 (ml/m ²)、液交換周期 (m ²)
RIP/サーバー/ワークフロー	「生産効率」	RIP/演算速度 (Job数/時) (%)
	「精度」	解像度 (dpi)
紙揃機/紙断裁機	「生産効率」	生産/処理枚数 (枚/時)
	「エネルギー効率」	消費電力量 (kWh/枚)、モータ効率 (%)
紙折機/丁合機/中綴機/無線綴機/三方断裁機/ドリル穿孔機/カバー掛け機/くるみ機	「生産効率」	生産/処理枚数 (枚/時)、機械速度 (m/時)
	「エネルギー効率」	消費電力量 (kWh/枚)、モータ効率 (%)
打抜機/製箱機	「生産効率」	機械速度 (m/分)、生産/処理枚数 (枚/分)、セット替え時間 (分)
	「エネルギー効率」	消費電力量 (kWh/枚)、インキロス (量)
コルゲータ (シングルフェーサ)	「生産効率」	フルート替え時間 (分)、糊消費量 (%)
	「エネルギー効率」	消費電力量 (kWh/枚)
コルゲータ (ウェットエンド装置)	「生産効率」	機械速度 (m/分)、ガイド移動速度 (m/分)、スプライス速度 (m/分)、原紙ロス (mm) (%)
	「エネルギー効率」	消費電力量 (kWh/枚)
コルゲータ (ドライエンド装置)	「生産効率」	機械速度 (m/分)、位置決め速度 (m/分)、原紙ロス (mm) (%)、積替えサイクル (秒)
	「エネルギー効率」	熱伝達効率 (mm)、消費電力量 (kWh/枚)
その他の印刷産業機械及び周辺機器、ソフトウェア等	「生産効率」	
	「エネルギー効率」	
	「精度」	
	「省資源効率」	